

大阪市住吉区と株式会社りそな銀行との包括連携に関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）と株式会社りそな銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が包括的な連携のもと、双方の持つ知的・人的・物的資源を有効活用することにより、地域の発展及び良好な住環境の確保に寄与することを目的とする。

（前提事項）

第2条 甲は、りそな銀行大阪公務部及び住吉区内の支店が、本事業について連携し協力するものであることを確認する。

2 本協定は、本締結日における両当事者の基本的理解を確認するものであり、第3条第3項、第5条ないし第8条を除いて、甲乙間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。

（連携協力事項等）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの業務に支障のない範囲において、次の事項について連携し協力する。

- （1）区政・市政のPRに関する事
- （2）安全・安心に関する事
- （3）教育活動支援に関する事
- （4）地域コミュニティに関する事
- （5）健康・福祉に関する事
- （6）その他両者が必要と認める事項に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項を実施するにあたり、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。ただし、甲又は乙が、提供した情報等に不正確や誤り等があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、以後も同様とする。

(協定の解除)

- 第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。
- 2 甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(守秘義務)

- 第7条 甲及び乙は、第3条第1項に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た情報のうち、相手方の書面により秘密であると指定した情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(個人情報の保護)

- 第8条 甲及び乙は、本協定の運用に際して知り得た個人情報の取り扱いをする場合は、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守し、手続きを行うものとする。

(その他)

- 第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、各々1通を保有する。

令和7年8月8日

甲 大阪市
大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
大阪市住吉区長

稲 経 義

乙 大阪市中心区備後町2丁目2番1号
株式会社りそな銀行
大阪公務部長

渡 本 幹